

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
所管部課 健康福祉部福祉総務課
健康福祉部高齢支援課

令和6年2月19日

多摩市監査委員

令和5年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和6年2月19日

多摩市監査委員 込山 博
多摩市監査委員 荒谷 隆見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 名称 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
- (2) 所管部課 健康福祉部福祉総務課
健康福祉部高齢支援課
- (3) 所在地 多摩市南野三丁目15番地1 多摩市総合福祉センター内
- (4) 補助金の名称 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対する補助金
- (5) 補助金額 248,934,813円（令和4年度補助額）
- (6) 補助目的 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会の健全育成と地域社会の福祉増進を図る。

3 監査の範囲

令和4年度の事業のうち財政的援助に係る出納その他の事務執行について（ただし必要に応じて令和5年度分を含む。）

4 監査の期間

令和5年10月10日から令和6年2月18日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

(1) 財政援助団体

- ア 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金に係る収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか
- ウ 関係帳票類の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か
- エ 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符号しているか

(2) 所管部課

- ア 補助金の決定が法令に適合しているか
- イ 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確かつ適正であるか
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きが適正であるか
- オ 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか
- カ 補助金交付団体の指導監督が適切に行われているか
- キ 補助団体の事業計画書、予算書、実績報告書は符号しているか
- ク 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか

6 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「多摩市社会福祉協議会」という。）、所管部課である健康福祉部福祉総務課及び健康福祉部高齢支援課から提出された資料、提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する条例」及び「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する条例施行規則」に基づく補助金の交付について、多摩市社会福祉協議会の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況、同団体に対する所管部課の指導状況等の監査を実施した結果、財政的援助に係る出納その他の補助金手続き等の事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

1 補助金の提出資料等について（財政援助団体）

多摩市社会福祉協議会は、社会福祉法人会計基準に基づき、資金収支計算書、事業活動計算

書、貸借対照表など、決算に係る計算書類を作成するとともに、市から交付された補助金の充当額等を明らかにするものとして、補助金に係る実績報告書を作成している。決算に係る計算書類と補助金に係る実績報告書に記載されている事業費等について、どのように符合されているか確認したところ、明確に整理されていなかった。法人の事業活動と市が交付する補助金の関係性について正確に把握できるよう整理されたい。

2 補助金の適切な執行管理等について（財政援助団体、所管部課）

多摩市社会福祉協議会は、その健全育成と地域社会の福祉増進を目的として市から補助金を交付されているが、毎年、返還金が生じている。令和4年度の返還額は、13,904,187円（福祉総務課分13,408,267円、高齢支援課分495,920円）であった。多摩市社会福祉協議会におかれては、市と十分に事前協議して補助申請を行い、適切に執行管理を行うなど、補助金の返還金が最少となるよう各事業を進められたい。

なお、令和4年度補助金に係る返還金の返還日について確認したところ、令和5年9月26日付で返還されていた。補助金の返還は、補助金の実績報告を受けた後、速やかに行うことが望ましい。補助金額の確定に係る事務の迅速化を図るなど、改善に取り組まれたい。

3 経営基盤の強化について（財政援助団体）

急速な高齢化や人口減少が進む中、地域や市民の暮らしに密着したきめ細やかな事業を展開している多摩市社会福祉協議会の果たす役割は年々増加している。将来にわたって持続的に事業を展開していくためには、経営基盤の強化等への取組が不可欠となっている。当該法人の収入の状況を確認したところ、全収入に対する市からの補助金の割合が高く、また、寄附金収入が増加の傾向にあるものの、会費収入は減少傾向にあった。自主財源の確保に向けた方策を講じるなど、経営基盤の強化に取り組まれたい。

4 補助金の適正化について（所管部課）

多摩市社会福祉協議会への補助金は、地域福祉の増進に寄与するもので、必要性は理解するところであるが、先述したように、当該法人の全収入に対する市からの補助金の割合が高く、依存度が高くなっている。市の外郭団体である多摩市社会福祉協議会が、法人運営の原資をいかに確保するか、補助事業・委託事業のあり方も含め、市は、多摩市社会福祉協議会と十分に協議されたい。

市は、毎年度、当該法人と協議を行い、補助対象経費の内容、補助金額等の精査を行っている。当該法人の運営や事業の実施状況等を踏まえながら、補助金額が妥当であるか、その補助金が効率的、効果的に活用されているかを検証し、補助金の適正化に取り組まれたい。

第3 監査団体の概要

多摩市社会福祉協議会の定款等による団体の目的、事業、組織等は次のとおりである。

1 目的

多摩市社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）に基づき設立され、多摩市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉のまちづくりを推進することを目的としている。

2 事業内容（令和4年4月1日現在）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア・市民活動の振興
- (8) 小口資金貸付事業
- (9) 生活福祉資金貸付事業
- (10) 福祉サービス利用援助事業（権利擁護センター）
- (11) 意思疎通支援事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 地域活動支援センター事業
- (14) 特定相談支援事業の経営
- (15) 生活支援体制整備事業
- (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業

3 設立

昭和30年4月 任意団体として設立

昭和48年7月 社会福祉法人として認可

4 組織（令和5年3月31日現在）

- (1) 会員数（会員賛助金の件数）
 - ア 個人会員 2, 191件
 - イ 団体会員 137件

ウ 特別会員 100件
 エ 合計 2,428件

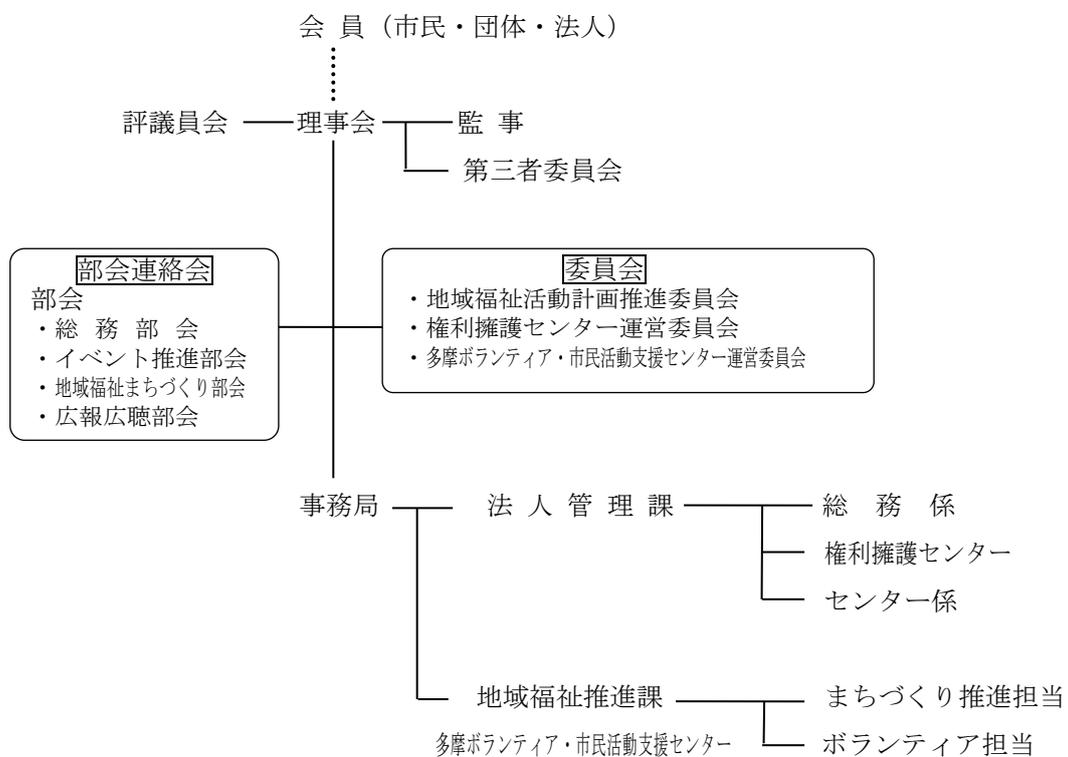
(2) 役員等

ア 理事 14名 (定数10名以上15名以内)
 イ 監事 2名 (定数 2名)
 ウ 評議員 33名 (定数30名以上35名以内)

(3) 事務局職員

57名 (正規職員32、嘱託職員25)

(4) 組織図



5 収支状況 (令和4年度財務報告書より)

(1) 事業活動による収支

ア 収入 465,123,257円
 イ 支出 448,635,254円
 ウ 差額 16,488,003円

(2) 施設整備等による収支

ア 収入 2,495円
 イ 支出 3,043,126円
 ウ 差額 △3,040,631円

(3) その他の活動による収支

ア 収入	25,275,560円
イ 支出	17,648,649円
ウ 差額	7,626,911円

6 市との関係

(1) 市は、「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する条例」及び「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する条例施行規則」に基づき、多摩市社会福祉協議会に補助金を交付している。補助金の種類は、人件費補助金、事務局事務費補助金、事務局事業費補助金、ボランティア活動推進事業費補助金、小口資金補助金、基金原資補助金である。

令和4年度補助金交付額	248,934,813円
-------------	--------------

(2) 市は、多摩市社会福祉協議会に事業を業務委託し、委託料を支出している。主な業務委託は、次のとおりである。

ア 地域活動支援センター事業業務委託（所管課：障害福祉課）	
令和4年度支出額	86,390,292円
イ 多摩市成年後見制度利用者支援事業業務委託（所管課：福祉総務課）	
令和4年度支出額	18,369,000円
ウ 多摩市第2層生活支援体制整備事業業務委託（所管課：高齢支援課）	
令和4年度支出額	17,639,000円
エ 意思疎通支援事業業務委託（所管課：障害福祉課）	
令和4年度支出額	11,085,050円
オ 介護予防ボランティアポイント事業業務委託（所管課：高齢支援課）	
令和4年度支出額	1,841,000円

(3) 市は、多摩市総合福祉センターの一部を多摩市社会福祉協議会の事務所等として、また、市教育委員会は、関戸公民館の一部を多摩ボランティア・市民活動支援センターとして行政財産の目的外使用許可申請により使用を許可している。

第4 監査団体に係る補助金事務手続きの状況

1 事業の実施について（令和4年度補助金交付申請等の事務手続）

交付申請日	令和 4年 4月 1日	(交付申請額 283,387,000円)
	*事業計画書も同一日に提出	
交付決定日	令和 4年 4月 1日	(交付決定額 283,387,000円)
交 付 日	令和 4年 5月19日	(第1四半期分 99,730,200円)
	令和 4年 7月12日	(第2四半期分 44,393,100円)
	令和 4年10月 6日	(第3四半期分 96,307,500円)
変更申請日	令和 4年12月23日	(変更申請額 262,839,000円)
変更決定日	令和 5年 1月 5日	(変更決定額 262,839,000円)
交 付 日	令和 5年 2月16日	(第4四半期分 22,408,200円)
実績報告日	令和 5年 5月31日	(実績報告額 262,839,000円)
	*決算書も同一日に報告	
補助金額確定日	令和 5年 8月 8日	(補助金確定額 248,934,813円)
補助金返還日	令和 5年 9月26日	(返 還 額 13,904,187円)

2 補助金の実績

令和4年度補助金の交付状況は、以下のとおりであった。

(単位：円)

	当初申請額	変更申請額	交付確定額	差 額	返還額
多摩市補助金	283,387,000	262,839,000	248,934,813	13,904,187	13,904,187
人件費補助金	260,816,000	241,038,000	228,264,767	12,773,233	12,773,233
福祉総務課分	247,010,000	227,702,000	215,398,645	12,303,355	12,303,355
高齢支援課分	13,806,000	13,336,000	12,866,122	469,878	469,878
事務費補助金	8,899,000	8,614,500	8,461,853	152,647	152,647
福祉総務課分	8,807,000	8,522,500	8,395,895	126,605	126,605
高齢支援課分	92,000	92,000	65,958	26,042	26,042
事業費補助金	7,989,000	7,823,500	7,499,276	324,224	324,224
ボランティア育成費	5,683,000	5,363,000	4,708,917	654,083	654,083

※差額は変更申請額から交付確定額を差し引いた額

